

避難確保計画に関する Q & A

No.1 令和6年1月10日 現在

分類	質問	回答
避難確保計画の作成について	避難確保計画の作成は義務となる施設は具体的にどのような施設か。	浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に基づき市川市地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。
	作成した避難確保計画は、外部に公表されるのか。	作成された計画の内容が外部に公表されることはありません。
	施設が浸水想定区域内か確認したい。	市川市水害ハザードマップから確認できます。
	江戸川や真間川など、いくつかの浸水想定区域内に該当する場合は、それぞれに対して避難確保計画を作成しなければならないのか。	江戸川や真間川などの浸水深を確認したうえで、避難先を検討して頂き、全ての事象に対してカバーできるような1つの計画としてください。
	複数の要配慮者利用施設について合同で避難確保計画を作成することは可能か。	原則としては、各施設で作成が必要ですが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など一体で避難確保計画を作成することで、より実効性のある計画となる場合は、各施設の管理者が合同で避難確保計画を作成することも可能です。
	50cm未満の浸水想定が敷地の一部にかかっているだけでも、作成対象なのか。	作成対象となります。
	避難ルートは、施設内から外に出るまでのルートを定めるのか、施設から避難先までのルートを定めるのか。	施設から避難先までのルートを記載してください。施設によって必要と判断される場合は、施設内から施設外までの避難ルートも選定してください。
	施設が浸水想定区域内に該当しているが、浸水深よりも上階があれば垂直避難でも良いのか。	安全が確保できるのであれば垂直避難で構いません。
	緊急連絡網は作成しなければならないのか。	作成してください。ただし、市への提出は必須ではありません。連絡網や緊急連絡先は、災害時に活用できるように施設内で管理をお願い致します。
市から発令される避難情報を収集する方法を教えてください。	市川市水害ハザードマップの8ページをご確認ください。防災行政無線をはじめ、市公式Webサイト、Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで避難情報を受け取る事ができます。	

No.3

分類	質問	回答
避難確保計画の記載内容について	避難所・避難場所を確認したい。	市川市水害ハザードマップから確認できます。
	前に提出したものと雛形が変わっているが、今の雛形に変更する必要はあるか。	改めて作り直す必要はありません。 修正点があり、計画を見直す際などに変更をお願いします。見直しをした際は所管課までデータをメールでお送りください。

No.4

分類	質問	回答
自衛水防組織について	自衛水防組織とは。	避難確保計画に基づき、円滑かつ迅速に避難に繋げるため、班を構成し、よりスムーズな避難体制を構築するための組織です。
	自衛水防組織は必ず作らなければならないのか。	自衛水防組織は努力義務となります。ただ、組織を作った場合は報告が義務となるので、避難確保計画の雛形の中にある自衛水防組織活動要領より報告してください。
訓練に実施について	訓練の実施は義務なのか。	義務となります。
	水防訓練は年に何回実施すべきか。	年に1回以上は実施してください。また、訓練実施後は、各所管課へ実施報告を行ってください。
	訓練は、何を行えば良いのか。	訓練は、洪水予報等の情報伝達・利用者の避難誘導・避難経路等の確認・関係機関及び要配慮者の保護者への連絡等を実施してください。

No.5

分類	質問	回答
その他	避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に水防法施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。詳細は「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。